

素案正誤表

【一般災害対策編】		現行案	修正案
第1節 災害応急対策計画	第12章 防疫及び保健衛生	一般 -54	修正案
第2 保健指導		<p>第2 保健指導</p> <p>県・市の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理からの保健指導を行う。また、県及び市では対応できない場合は、必要に応じて県を通じて、栄養・食生活支援チームの派遣を要請する。</p> <p>実施にあたっては、避難所を巡回する医療救護班と連携をとる。</p>	<p>第2 保健指導</p> <p>県・市の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理からの保健指導を行う。また、県及び市では対応できない場合は、必要に応じて県を通じて、保健師チーム等の派遣を要請する。</p> <p>実施にあたっては、避難所を巡回する医療救護班と連携をとる。</p>
第4 動物（ペット）救護対策		<p>第4 動物（ペット）救護対策</p> <p>1 避難所におけるペット対策</p> <p>市は、避難所において同行避難した被災動物（ペット）に対し避難所敷地内にペットの収容スペースを指定確保し、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。</p> <p>なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止する。同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行う。</p>	<p>第4 動物（ペット）救護対策</p> <p>1 避難所におけるペット対策</p> <p>市は、指定する避難所において同行避難した被災動物（ペット）に対し指定避難所敷地内へのペットの収容スペースを確保し、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。</p> <p>なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止する。同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行う。</p>
第17章 要配慮者対策	一般	一般 -66	修正案
第3 屋内避難の実施		<p>第3 屋内避難の実施</p> <p>3 福祉避難所への緊急入所</p> <p>市は、協定等に基づき、社会福祉施設を福祉避難所に指定し、常時、介護等が必要な要配慮者の緊急入所を施設管理者に要請する。</p> <p>4 福祉避難スペースの確保</p> <p>市は、生涯学習センター等の公共施設に福祉避難スペースを確保し、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者を受け入れる。</p>	<p>第3 屋内避難の実施</p> <p>3 福祉避難スペースの確保</p> <p>市は、生涯学習センターの公共施設に福祉避難スペースを確保し、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者を受け入れる。</p> <p>4 福祉避難所への緊急入所</p> <p>市は、協定等に基づき、社会福祉施設を福祉避難所に指定し、常時、介護等が必要な要配慮者の緊急入所を施設管理者に要請する。</p>
【原子力災害避難計画】		現行案	修正案
第3章 屋内避難の実施	第3節 安定ヨウ素剤の予防服用	15	修正案
第3章 屋内避難の実施		<p>1. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備</p> <p>市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができよう。配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ学校や公民館等の適切な場所に備蓄する。</p>	<p>1. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備</p> <p>市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができよう。配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ学校や生涯学習センター等の適切な場所に備蓄する。</p>